当薬局の行なっているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。

【訪問薬剤管理指導に関する事項】

| 在宅患者訪問管理指導料 | 在宅で療養中の患者さんのうち通院が困難な場合、お宅を訪問して薬剤服用の | |
|-------------------------------|---|--|
| ①単一建物居住者1人の場合 650点/回 | 指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が 改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場 合はお申し出ください。 (担当医師の了解と指示等が必要です。) | |
| ②単一建物居住者2~9人の場合 320点/回 | | |
| ③単一建物居住者10人以上の場合 290点/回 | | |
| 在宅患者オンライン服薬指導料(月1回に限り) 59点 | 医科点数表の在宅時医学総合管理料に規程する訪問診療の実施に伴い処方箋が交付され、在宅患者訪問管理指導料を月1回のみ算定している患者に対しオンライン服薬指導を行なった場合 | |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 500点 | 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合 | |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 200点 | 上記以外の場合 | |
| 在宅患者緊急時共同指導料(月2回) 700点 | 在宅医と連携する他医療機関の医師の指示も対象 | |
| 退院時共同指導料 600点 | 退院時カンファレンスに参加した場合算定 | |
| 服薬情報提供1(月1回) 30点 | 医療機関からの求めに応じて情報提供した場合算定 | |
| 服薬情報提供2(月1回) 20点 | 患者様またはご家族からの求めに応じて情報提供した場合、薬剤師の判断で患 者様の了承を得たうえで医療機関に情報提供した場合に算定 | |
| 服薬情報提供3(3ヶ月に1回) 50点 | 医療機関から入院前に服用薬の一元的把握と持参薬管理の求めがあり情報提供 した場合に算定 | |
| | | |

【薬剤調製料に関する事項】

| 無菌製剤処理加算 | (69/79点) | 無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具 |
|-------------|------------|---------------------------------------|
| 6歳未満の乳幼児の場合 | (137/147点) | を使用し、注射薬を無菌的に混合調製した場合、調剤料に左記点数を加算します。 |

| 名称 | 薬局24 byGMO | 管理薬剤師 | 志々目 延行 |
|----|-------------------|-------|--------------|
| 住所 | 東京都渋谷区桜丘町25-18 2F | TEL | 03-6703-6724 |

当薬局の行なっているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。

【服薬管理指導料に関する事項】

服薬管理指導料 (45/59/13点)

どんな薬を使用してきたかという薬剤服用歴(薬歴)に基づき、薬の説明や服用上の指導をし、記録を薬局で保管します。薬局では1人ひとりの薬歴を作成、管理しており、薬剤師が、毎回薬の量、薬の重複や相互作用、薬物アレルギーの有無、服用状況、副作用、残薬をチェックしています。その他にも使用した薬剤についての医師や薬剤師からの情報だけでなく、患者様が薬を飲むのに不都合がないかとか、どんな食品を食べているかなど、患者様からの情報も記載されています。そしてその中からより良い処方設計のために必要と思われる情報については処方した医師にフィードバックします。

かかりつけ薬剤師指導料 (76点)

上記「薬剤服用歴管理指導料」の事項に加え、患者さんが同意し選択した1名の「かかりつけ薬剤師」が、さらに他の医療機関や薬局からの処方薬や、一般用医薬品、健康食品及び飲食物についても一元的に薬歴管理し、健康サポートを行なって随時相談に対応するものです。「かかりつけ薬剤師」は保健薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また、当薬局には一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。同意書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名、薬局名を記

かかりつけ薬剤師包括管理料 (291点)

医療機関から「地域包括診療加算」や「地域包括診療料」、若しくは「認知症地域包括診療加算」や認知症地域包括診療料」を算定されている患者さんの場合、同意を経て、上記「かかりつけ薬剤師指導料」の事項を加え、医師と連携して服薬状況一元的、継続的に把握し、医師に情報提供するとともに必要に応じて処方提案を行います。

なお「時間外等加算」「夜間・休日加算」「在宅医療に係る点数」「薬剤料」「特定保険

特定薬剤指導加算2 (100点 月1回まで)

医療機関の抗悪性腫瘍剤(注射薬)のレジメンを確認し、調剤後に患者様の了承を得たうえで電話等により服薬状況・副作用を確認し、内容を文書により医療機関に情報提供した場合に算定致します。

【調剤基本料に関する事項】

後発医薬品調剤体制加算

(加算 1:21点、2:28点、3:30点)

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の相談をお受けし、使用を推進しています。

加算1:後発医薬品の調剤数量が80%以上 加算2:後発医薬品の調剤数量が85%以上 加算3:後発医薬品の調剤数量が90%以上

| 名称 | 薬局24 byGMO | 管理薬剤師 | 志々目 延行 |
|----|-------------------|-------|--------------|
| 住所 | 東京都渋谷区桜丘町25-18 2F | TEL | 03-6703-6724 |

当薬局の行なっているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。

【地域支援体制加算に関する事項】

地域支援体制加算1(32点)

施設基準(1200 品目以上の医薬品在庫、麻薬処方箋の応需、平日8時間以上及び土日いずれかを含む45時間以上の開局、かかりつけ薬剤師による指導、24時間の調剤(地域輪番制含む)、相談、在宅訪問、医療材料、衛生材料の供給、在宅支援連携体制、研修会の実施、医薬品情報の収集、提供、プレアボイド事例の把握、収集に関する取組、副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制、生活習慣の改善、疾病予防に資する取組、健康相談または健康教室の実施、プライバシーの配慮、一般用医薬品及び要指導医薬品等(基本的な48薬効群)の販売経口避妊薬の取扱いを含む女性の健康に係る対応、敷地内を禁煙、タバコの販売禁止)を整えている薬局であり、その他個別の条件の条件を満たすため調剤基本料に左記点数を加算します。

*その他個別条件は下記に示しております。

【地域支援体制加算算定要件】

| 地域支援体制加算1 (調剤基本料1の場合) | ①麻薬の免許②在宅実績24回以上③かかりつけ薬剤師指導料届出かつ「相当な実績リスト」④を含む3項目を満たす | |
|--------------------------|--|--|
| 地域支援体制加算2 (調剤基本料1の場合) | ①麻薬の免許②在宅実績24回以上③かかりつけ薬剤師指導料届出かつ「相当な実績リスト」①~⑩のうち8項目以上を満たす | |
| 地域支援体制加算3 (調剤基本料1以外) | ①麻薬の免許②在宅実績24回以上③かかりつけ薬剤師指導料届出かつ「相当な実績リスト」④、⑦を含む3つ以上の項目を満たす | |
| 地域支援体制加算4 (調剤基本料1以外) | ①麻薬の免許②在宅実績24回以上③かかりつけ薬剤師指導料届出かつ「相当な実績リスト」①~⑩のうち8項目以上を満たす | |
| 相当な実績リスト | ①時間外等加算及び夜間休日等加算 基本1(40回以上)基本1以外(400回以上)②麻薬の調剤 基本1(1回以上)基本1以外(10回以上) ③重複投薬・相互作用防止加算 基本1(20回以上)基本1以外(40回以上) ④かかりつけ薬剤師指導料 基本1(20回以上)基本1以外(40回以上) ⑤外来服薬支援料1 基本1(1回以上)基本1以外(12回以上) ⑥服用薬剤調整支援料 基本1、基本1以外ともに(1回以上) ⑦単一建物診療患者が一人の在宅患者訪問薬剤管理指導実績 基本1、基本1以外ともに(24回以上) ⑧服薬情報提供料の実績 基本1(30回以上)、基本1以外(60回以上) ⑨小児特定加算の実績 基本1、基本1以外ともに(1回以上) ⑩多職種連携会議出席 基本1(1回以上) 基本1以外(5回以上) | |

上記の指導料や管理料の重複算定、さらに一定の場合を除き「在宅患者訪問管理指導料」との重複算定はしません。

| 名称 | 薬局24 byGMO | 管理薬剤師 | 志々目 延行 |
|----|-------------------|-------|--------------|
| 住所 | 東京都渋谷区桜丘町25-18 2F | TEL | 03-6703-6724 |

調剤基本料1

当薬局では調剤基本料として 45点を算定しております。

| 項目 | 要件、算定条件 | 点数 | |
|----------|---|-------------|--|
| 調剤基本料 | 処方箋受付1回につき | | |
| ①調剤基本料1 | 調剤基本料2、3、特別調剤基本料以外 | 45点 | |
| ②調剤基本料2 | ① 処方箋受付回数が月2,000回超~4000回かつ処方箋集中率85%超 | | |
| | ② 処方箋受付回数が月4,000回超かつ上位3の医療機関の処方箋集中率の合計70%超 | 20.5 | |
| | ③ 処方箋受付回数が1,800回超~2,000回かつ処方箋集中率95%超 | - 29点 | |
| | ④ 特定の医療機関からの処方箋受付枚数が4,000回超 | | |
| | イ)同一グループで処方箋受付回数が月3万5千回超~4万回かつ処方箋集中率95%超 | 045 | |
| ③調剤基本料3 | イ)同一グループで処方箋受付回数が月4万回超~40万回かつ処方箋集中率85%超 | - 24点 | |
| | ロ)同一グループで処方箋受付回数が月40万回超又は同一グループの保険薬局の数が 300以上かつ処方箋集中率85% 超 | 19点 | |
| | ハ)同一グループで処方箋受付回数が月40万回超又は同一グループの保険薬局の数が 300以上かつ処方箋集中率85%以下 | 35点 | |
| ④特別調剤基本料 | 同一敷地内薬局 | 5点 | |
| | 基本料の届出がないもの | 3点 | |
| | 複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合の2回目以降の 調剤基本料 | 所定点数の80/100 | |

夜間·休日加算

平日

19:00 - 翌8:00

土

13:00 - 翌8:00

上記の時間帯に受付しました処方せんについては、「夜間・休日等加算」として40点(1割負担の場合は40円、3割負担の場合は120円)かかります。

ご了承ください。

後発医薬品調剤体制加算

当薬局ではジェネリック医薬品 (後発医薬品)を取り扱っています。 ご希望の方は、お気軽にご相談ください。

後発医薬品調剤体制基準を満たしており 下記の後発医薬品調剤体制加算を 算定しておりますので、ご了承ください。

後発医薬品調剤体制加算2:28点

(後発医薬品調剤体制加算は変動することがあります)